○農林水産省環境省告示第一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　細野　豪志

霧島錦江湾国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ニホンジカの防除等を行い、霧島錦江湾国立公園におけるニホンジカの採食圧による影響の低減を図ることにより、霧島錦江湾国立公園における固有の生態系を維持又は回復することを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

宮崎県都城市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二二五林班から二三一林班まで、二三三林班から二四三林班まで、二四九林班及び二五一林班の全部並びに二二三林班、二五三林班、二八二林班及び二〇八三林班の各一部

宮崎県都城市高野町、夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部

宮崎県小林市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二〇九林班、二一〇〇林班、二一〇二林班、二一〇三林班、二一〇六林班及び二一〇八林班から二一一七林班までの全部並びに二〇九四林班、二〇九七林班、二一〇四林班、二一〇五林班、二一〇七林班及び二一一八林班の各一部

宮崎県小林市大字細野の一部

宮崎県えびの市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二一一九林班から二一二二林班まで、三〇五一林班から三〇五三林班まで及び三〇五六林班の全部並びに二一一八林班、三〇五四林班、三〇五五林班、三〇五七林班から三〇六六林班までの各一部

宮崎県えびの市大字末永の一部

宮崎県西諸県郡高原町内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二〇八四林班、二〇八六林班から二〇九三林班まで、二〇九五林班、二〇九六林班、二〇九八林班及び二一〇一林班の全部並びに二〇八二林班、二〇八三林班、二〇八五林班及び二〇九七林班の各一部

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田の一部

鹿児島県霧島市内国有林始良森林計画区鹿児島森林管理署一〇四二林班、一〇四四林班から一〇六六林班まで、一〇七四林班及び一〇七七林班から一〇八五林班までの全部並びに一〇六七林班から一〇七三林班まで、一〇七五林班、一〇七六林班及び三〇五五林班の各一部

鹿児島県霧島市牧園町大字三体堂、大字高千穂、大字万膳、大字持松及び霧島田口の各一部

鹿児島県姶良郡湧水町内国有林始良森林計画区鹿児島森林管理署一〇三四林班から一〇三七林班まで、一〇四〇林班、一〇四一林班及び一〇四三林班の全部並びに一〇三九林班及び三〇七三林班の各一部

鹿児島県姶良郡湧水町大字木場の一部

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○農林水産省環境省告示第二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、屋久島国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　細野　豪志

屋久島国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、ヤクシカの防除等を行い、屋久島国立公園におけるヤクシカの採食圧による影響の低減を図ることにより、屋久島国立公園における原生的な生態系を維持又は回復することを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一〇三林班から一〇八林班まで、一一二林班、二一三林班から二二五林班まで、二三二林班から二六三林班まで及び二六五林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二四林班、二六林班から三〇林班まで、三二林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、栗生、中間、永田、船行及び宮之浦の各一部

三　生態系維持回復事業の内容

(一)　生態系の状況の把握及び監視

(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(三)　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(四)　生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(五)　生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

(六)　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

(二)　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

(三)　生態系維持回復事業の実施体制

○国土交通省告示第二百九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第二東海自動車道横浜名古屋線	御殿場市中清水字モジリ堰六七二番五から同市神山字大野原一九二五番一七一二まで	前	最大 二二二 最小 三六	四、五一三
		後	最大 二二二 最小 三六	
	裾野市今里字木ノ根坂一六〇八番二から同市大字北野字富窪四四番二三まで	前	最大 二一九 最小 三五	七、一六二
		後	最大 二一九 最小 三五	